

平成28年度 指定管理業務 事業評価書

施設名	袖ヶ浦市社会福祉センター				
施設所管課名	地域福祉課				
指定管理者名	社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会				
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日（5年間のうち3年目）				
利用料金制	<input type="checkbox"/> 導入 <input type="checkbox"/> 一部導入 <input checked="" type="checkbox"/> なし		※「一部導入」は利用料金制を導入しているが指定管理料を支出している施設		

1 施設の概要

施設の所在地	袖ヶ浦市飯富1604
施設の設置目的	住民参加による福祉活動の拠点として地域福祉活動を推進するための施設
指定管理業務内容	1. 社会福祉センターの利用の許可に関する業務 2. 社会福祉センターの使用料の収納に関する業務 3. 社会福祉センターの施設及び施設の維持管理に関する業務 4. 地域福祉活動の推進及び高齢者の就労指導等に関する業務

2 利用状況

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
開館日数（日）	245	245	100.0%	243	100.8%
施設利用者数（人）	5,100	4,775	93.6%	4,930	96.9%
貸室（設備）稼働率（%）	50.0%	49.6%	-0.4%	47.5%	2.1%
事業開催数	0	0	0	0	0

3 施設の経営状況

（単位：千円）

項目	今年度 計画値	今年度 実績値	対計画比 (%又は増減)	前年度 実績値	対前年度比 (%又は増減)
指定管理料	3,664	3,451	94.2%	3,525	97.9%
利用者当たり管理コスト	0.72	0.72	100.6%	0.72	101.1%
利用者当たり自治体負担コスト	0.72	0.72	100.6%	0.72	101.1%

[評価結果]

評価項目	評価基準	自己評価	所管課評価
I 履行の確認			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 職員配置	基準に基づき、適切な人員配置がされたか	B	B
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	B	B
(3) 利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	B	B
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適切な水準であるか	B	B
(2) 利用[使用]料金	利用料金の設定、利用[使用]料金の徴収・減免・還付の手続きは適切であるか	B	B
3 保守点検並びに清掃等業務等			
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	A	A
(2) 清掃業務・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか	A	A
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	A	A
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	B	B
4 事業の実施に関する業務			
(1) 指定事業	基準に基づく事業が適切に行われたか	B	B
(2) 自主事業	施設の目的に沿った自主事業が適切に行われたか	-	-
5 個人情報の取扱	個人情報の取扱いが適正に行われたか	A	A
I の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 12 本》	11本	B
* 指定管理者の自己評価	基準等に基づき、適切に施設管理を行えた。		
* 施設所管課の評価	良好な管理ができています。		
II サービスの質の評価			
1 利用者満足度	利用者アンケートを実施し、その結果は妥当であるか	B	B
2 維持管理業務 (清掃、備品等の維持管理)	日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	B	B
3 運営業務 (貸出状況、接客対応等)	備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	B	B
4 指定・自主事業(事業内容の質)	実施された事業内容は、質の高いものであったか	B	B
II の総括	当該施設評価項目数 《標準評価項目数 4 本》	4本	B
* 指定管理者の自己評価	地域福祉活動の拠点として地域団体への会議室等の貸出を適切に行えた。		
* 施設所管課の評価	良好な管理ができています。		

総合評価		I・II を合わせた総合評価	自己評価	所管課評価
			B	B
総合評価に係る 総括意見	指定管理者	基準等に基づき、適切な施設管理を行うことができた。		
	施設所管課	基準等を遵守し、適切な施設管理を行うことができている。		
その他特記事項 (成果・改善等)	指定管理者	施設の老朽化による不具合箇所が見受けられる。		
	施設所管課	施設の老朽化による不具合箇所への対応は、修繕の規模により市あるいは指定管理者での対応が区分されるが、優先順位を協議しながら計画的に対応したい。		

《評価区分》

①評価基準	<p>A (優良) = 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である</p> <p>B (良好) = 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である</p> <p>C (課題含) = 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある</p> <p>D (要改善) = 協定書等の基準が遵守しておらず、改善の必要な内容である</p>
②総括	<p>A (優良) = 評価基準がすべてB以上であり、かつAが過半数以上である</p> <p>B (良好) = 評価基準がすべてC以上であり、かつB以上が8割以上である</p> <p>C (課題含) = 評価基準がすべてC以上である</p> <p>D (要改善) = 評価基準にDが含まれている</p>
③総合評価	<p>A (優良) = 総括がすべてB以上であり、かつAが1つ以上である</p> <p>B (良好) = 総括がすべてB以上である</p> <p>C (課題含) = 総括がすべてC以上である</p> <p>D (要改善) = 評価基準にDが含まれている</p>